

保護者各位

名護市立屋部中学校
校長 仲田 欣五
(公 印 省 略)

5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症への対応について

薫風の候、保護者の皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行します。それに伴い今後、学校における感染者への対応及び対策について下記のとおり対応し、生徒等が安心して充実した学校生活を送ることができるよう努めて参りたいと思っております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。なお、ご不明な点があれば、学校までお問い合わせください。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする。

- (1) 有症状 ⇒ 発症した日（発症した日が明らかでない場合は陽性となった検査の検体提出日）を0日目として5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでは療養期間（出席停止）となります。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。また、「症状が軽快した後一日を経過」については、症状が軽快した日の翌日から起算となります。

- (2) 無症状 ⇒ 症状がない方は、陽性となった検査の検体提出日を0日目として5日間経過するまで療養期間（出席停止）となり、6日目に解除可能となります。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスク着用を推奨します。

※登校するに当たって、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

2 濃厚接触者について

濃厚接触者としての特定は行われなことになることになり、そのため

「同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒等」及び「学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については出席停止の対象ではありません。登校可能となります。

3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅療養をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、一律に出席停止とはなりません。病欠となる場合もあります。

4 感染が不安な場合の出席の取り扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒について、「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」には、出席停止として取り扱います。

5 学校における5月8日以降の感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても「家庭との連携による生徒の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗い等の手指消毒や咳エチケット指導」は引き続き行っていますが、学校教育活動におけるマスク着用は求めないことが基本となります。また、学校給食の場面においては「黙食」は行わないこととなります。